

平成29年度 教育委員会 第24回定例会 議案

1 日 時 平成30年 3月19日 (月) 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第50号議案 静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則及び

静岡県市町立学校教職員の人事評価に関する規則の制定 …… 1

第51号議案 服務管理、事務処理手続き等の見直しに伴う関係規程の制定等 …… 7

第52号議案 教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の

一部を改正する規則の制定 …… 10

第53号議案 「新県立中央図書館基本構想」の策定 …… 12

<非> 第54号議案 平成30年度静岡県教科用図書選定審議会委員の任命 …… 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 50 号議案

静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則及び
静岡県市町立学校教職員の人事評価に関する規則の制定

静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則及び静岡県市町立学校教職員の
人事評価に関する規則を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 3 月 19 日提出

静岡県教育委員会教育長

<第 50 号議案 概要>

静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則及び 静岡縣市町立学校教職員の人事評価に関する規則の制定について

1 制定の理由

改正地方公務員法に則った教職員人事評価制度を実施するため、両規則を新たに制定する。

2 制定の概要

改正地方公務員法に則った教職員人事評価制度を実施するために必要な事項について、両規則の制定によって新たに規定する。

なお、静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則（平成 21 年静岡県教育委員会規則第 4 号）及び静岡縣市町立学校教職員の人事評価に関する規則（平成 21 年静岡県教育委員会規則第 5 号）は、廃止する。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第2項の規定に基づき、静岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う県立学校に属する教職員（以下「教職員」という。）の人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(被評価者の範囲)

第2条 人事評価の対象となる者（以下「被評価者」という。）は、静岡県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指定する者を除く全ての教職員とする。

(評価者等)

第3条 教育長は、被評価者を指揮監督する教職員の中から被評価者の人事評価を行う者（以下「評価者」という。）を指定するものとし、原則として、一次評価者と二次評価者を置く。

2 二次評価者は、被評価者の職務遂行についての情報提供その他評価にあたっての補助を行う者として、評価補助者を指定することができる。

(評価対象期間)

第4条 人事評価の対象となる期間（以下「評価対象期間」という。）は、年度ごとに次のとおりとする。

前期	後期
4月1日から9月30日まで	10月1日から3月31日まで

(評価の方法)

第5条 人事評価は、行動評価及び業績評価の結果を総合的に評価（以下「総合評価」という。）することにより行う。

2 行動評価は、被評価者が職務を遂行するに当たり求められる能力を発揮して表れた具体的な行動に対して行う。

3 業績評価は、被評価者が職務を遂行するに当たり挙げた業績に対して行う。

(評価結果の活用)

第6条 教育委員会は、総合評価の結果（以下「評価結果」という。）を、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用する。

(評価結果の開示)

第7条 評価者は、被評価者に評価結果を開示するものとする。

(評価に当たっての留意事項)

第8条 評価者は、人事評価の実施にあたって、次の各号に掲げる事項に留意し、公平かつ公正な評価に努めなければならない。

(1) 被評価者の評価対象期間中における行動及び業績を評価するものとし、評価対象期間以外の期間にお

ける行動及び業績を評価しないこと。

- (2) 被評価者の客観的な行動及び業績をもとに評価するものとし、被評価者の縁故関係、友人関係、私的関係、思想信条、性別、社会的身分、政治的意見その他職務に関係のない事情及び被評価者に対する好悪、同情、偏見等の感情をもとに評価しないこと。

(評価結果の報告)

第9条 二次評価者は、人事評価の結果を教育委員会へ報告する。

(意見の申出)

第10条 被評価者は、評価結果に意見があるときは、教育長に対して意見を申し出ることができる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則の廃止)

- 2 静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則（平成21年静岡県教育委員会規則第4号）は、廃止する。

静岡県市町立学校教職員の人事評価に関する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県市町立学校教職員の人事評価に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第44条の規定に基づき、市町教育委員会が行う市町立学校（組合立の学校を含む。以下同じ。）に属する県費負担教職員（以下「教職員」という。）の人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(被評価者の範囲)

第2条 人事評価の対象となる者（以下「被評価者」という。）は、静岡県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の指定する者を除く全ての教職員とする。

(評価者等)

第3条 市町教育委員会教育長（以下「市町教育長」という。）は、被評価者を指揮監督する教職員の中から被評価者の人事評価を行う者（以下「評価者」という。）を指定するものとし、原則として、一次評価者と二次評価者を置く。

2 二次評価者は、評価者に対して被評価者の職務遂行についての情報提供その他評価にあたっての補助を行う者として、評価補助者を指定することができる。

(評価対象期間)

第4条 人事評価の対象となる期間（以下「評価対象期間」という。）は、年度ごとに次のとおりとする。

前期	後期
4月1日から9月30日まで	10月1日から3月31日まで

(評価の方法)

第5条 人事評価は、行動評価及び業績評価の結果を総合的に評価（以下「総合評価」という。）することにより行う。

2 行動評価は、被評価者が職務を遂行するに当たり求められる能力を発揮して表れた具体的な行動に対して行う。

3 業績評価は、被評価者が職務を遂行するに当たり挙げた業績に対して行う。

(評価結果の活用)

第6条 静岡県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、総合評価の結果（以下「評価結果」という。）を、任用、給与、分限等の人事管理の基礎として活用する。

(評価結果の開示)

第7条 評価者は、被評価者に評価結果を開示するものとする。

(評価に当たっての留意事項)

第8条 評価者は、人事評価の実施にあたって、次の各号に掲げる事項に留意し、公平かつ公正な評価に努めなければならない。

- (1) 被評価者の評価対象期間中における行動及び業績を評価するものとし、評価対象期間以外の期間における行動及び業績を評価しないこと。
- (2) 被評価者の客観的な行動及び業績をもとに評価するものとし、被評価者の縁故関係、友人関係、私的関係、思想信条、性別、社会的身分、政治的意見その他職務に関係のない事情及び被評価者に対する好悪、同情、偏見等の感情をもとに評価しないこと。

(評価結果の報告)

第9条 二次評価者は、人事評価の結果を市長教育委員会へ報告する。

(意見の申出)

第10条 被評価者は、評価結果に意見があるときは、市町教育長が定めるところにより、市町教育長に対して意見を申し出ることができる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(静岡県市町立学校教職員の人事評価に関する規則の廃止)

- 2 静岡県市町立学校教職員の人事評価に関する規則（平成21年静岡県教育委員会規則第5号）は、廃止する。

第 51 号議案

服務管理、事務処理手続き等の見直しに伴う関係規程の制定等

服務管理、事務処理手続き等の見直しによって必要となる以下の規程の制定、改正及び廃止を行う。

- 1 静岡県教育委員会処務規程等
 - (1) 静岡県教育委員会処務規程（制定）
 - (2) 静岡県教育委員会事務局処務規程（廃止）
 - (3) 静岡県立学校処務規程（廃止）

- 2 静岡県立学校管理規則等
 - (1) 静岡県立学校管理規則（改正）
 - (2) 静岡県立高等学校学則（改正）
 - (3) 静岡県立特別支援学校学則（改正）
 - (4) 静岡県立焼津水産高等学校実習船やいづ規則（廃止）

- 3 静岡県教育委員会事務決裁規程（改正）

平成 30 年 3 月 19 日提出

静岡県教育委員会教育長

<第 51 号議案 概要>

服務管理、事務処理手続きの見直し等に伴う関係規程の制定等

1 制定等の理由

職員の服務管理や事務処理関係の規程について、同様の内容が複数の規程に分散していた状況を改め、法令や実態に即した、より簡潔で分かりやすい規程体系とするため、関係規程を制定、改正又は廃止する。

2 制定等の内容

(1) 静岡県教育委員会処務規程等

ア 静岡県教育委員会事務局処務規程（以下「事務局処務規程」という。）と、静岡県立学校処務規程（以下「学校処務規程」という。）の服務管理規定を統合し、県教育委員会共通の服務管理規程を制定する。

<主な規定内容>

- (ア) 服務の宣誓
 - (イ) 身分証明書、職員記章
 - (ウ) 勤務状況の管理
 - (エ) 休暇、職務専念義務の免除、休職の手続き
 - (オ) 営利企業の従事等許可、教育に関する兼職・兼業の手続き
 - (カ) 教育公務員特例法に定める研修許可の手続き
 - (キ) 退職の手続き
 - (ク) 職員に事故があった場合の報告
- イ 規程の統合に伴い、事務局処務規程及び学校処務規程を廃止する。

(2) 静岡県立学校管理規則等

- ア 学校処務規程に規定されていた学校組織及び管理運営に関する規定を静岡県立学校管理規則（以下「学校管理規則」という。）へ移管する。
- イ 静岡県立焼津水産高等学校実習船やいづ規則（以下「やいづ規則」という。）に規定されていた実習船やいづに係る職の規定を学校管理規則へ移管し、やいづ規則を廃止する。
- ウ 学校処務規程に規定されていた教育活動に関する規定を静岡県立高等学校学則及び静岡県立特別支援学校学則へ移管する。

(3) 静岡県教育委員会事務決裁規程

ア 学校処務規程に規定されていた学校の事務決裁に関する規定を静岡県

教育委員会事務決裁規程に移行し、県教育委員会共通の事務決裁に関する規程とする。

イ 職位の見直しに伴い、専決区分を整理する。

ウ 服務管理に関する専決区分を整理する。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

第 52 号議案

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の一部を改正する規則の制定

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 3 月 19 日提出

静岡県教育委員会教育長

<第 52 号議案 概要>

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の一部を改正する規則の制定

1 改正理由

(1) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 2 条に規定する「教育職員」として、新たに幼保連携型認定こども園の保育教諭等も追加されたため、所要の改正を行う。

これにより、更新講習の受講免除対象者として、「幼保連携型認定こども園の保育教諭として任命され、又は雇用されたことのある者で、引き続き県教育委員会又は県内の市町教育委員会の職員として在職しているもの」が追加となる。

(2) 現職教員に交付されている所有免許状確認票により、免許状の有効期間更新申請等に係る必要書類の一部の内容を確認することができることから、免許更新申請者の省力化及び事務手続きの効率化のため、提出書類の特例について新たに定める。

2 改正内容

- (1) 本規則で規定する「県内の学校」に、幼保連携型認定こども園を加える。（第 8 条関係）
- (2) 特例規定を新たに設ける。（第 14 条関係）
- (3) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

第53号議案

「新県立中央図書館基本構想」の策定

「新県立中央図書館基本構想」を別紙（別冊）のとおり策定する。

平成30年3月19日提出

静岡県教育委員会教育長

「新県立中央図書館基本構想」概要

(要 旨)

「文化力の拠点」施設の整備における「県立中央図書館の東静岡への全館移転整備」及び「図書館を中心とする公的施設の先行整備」の方針を受け、施設の一部を構成する図書館整備についての教育委員会としての基本的な考え方を「新県立中央図書館基本構想」として取りまとめる。

1 県立中央図書館の現状と課題

昭和44年3月の完工以来48年経過し、機械設備を中心に老朽化、書庫の狭隘化が進み、時代にそぐわない施設で抜本的な対策が必要である。平成29年度には、資料棟閲覧室床にひび割れが認められ、閲覧室は現在も使用できない状態にある。

2 県立中央図書館の再整備にかかる検討の経緯

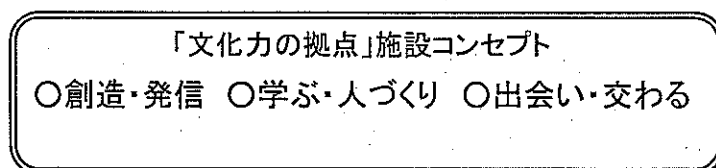
平成28年度に、有識者会議を設置し協議した結果「文化力の拠点」施設と谷田地区にある現有施設の両方の立地を活かした機能分化を図る方向性が示された。

平成29年度、現有施設のひび割れ等により継続使用には大きな課題があることから、東静岡駅南口県有地「文化力の拠点」施設に全館を移転整備する方針が示された。

3 新県立中央図書館の在り方

ますます多様化していく県民のニーズに応えるため、時代の変化に適切に対応しつつ、県内図書館の中核として県内市町立図書館を支援し、住民一人一人の生涯学習を支える、自立を支援する、地域づくりに貢献する、静岡の発展に寄与する等、知のインフラ（社会資本）としての役割を継続する。

さらに、「文化力の拠点」に掲げる3つのコンセプトを踏まえ、人々の多彩な交流を育み、静岡の新しい文化を創造する（礎となる）新しいタイプの図書館を目指す。



新県立中央図書館の目指すべき姿

①県民の生涯学習・読書活動の拠点としての図書館

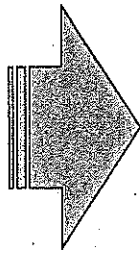
②“ふじのくに”のことなら何でもわかる図書館

③県内市町立図書館等を強力に支援する図書館

④県民が出会い交わり、新しい文化を育む図書館

「文化力の拠点」施設における新県立中央図書館の在り方イメージ

目指すべき姿



○県民のニーズに応えるため、時代の変化に適切に対応しつつ、県内図書館の中核として県内市町立図書館を支援し、住民一人一人の生涯学習を支える、自立を支援する、地域づくりに貢献する、静岡の発展に寄与する等、知のインフラ(社会資本)としての役割を継続する

○「文化力の拠点」施設に掲げる「創造・発信」、「学ぶ・人づくり」、「出会い・交わる」の3つのコンセプトを踏まえ、東静岡駅前により多くの県民に親しまれる図書館、これまでに以上に多様な機関と連携して情報・知識を提供する図書館、静岡の新しい文化を創造する礎となる県民(県内外の人々)の多彩な交流を育む新しいタイプの図書館として生まれ変わる

4つの柱

①「県民の生涯学習・読書活動の拠点としての図書館」

アイウ
県民の生涯学習支援機能
資料・情報の提供機能
県民の読書活動推進機能

柱の機能

具体的なイメージ

- ・資料・情報の収集体制の整備、様々な学びの支援
- ・レファレンス、課題解決支援、情報支援
- ・県域全体の読書活動推進のための環境整備

②「“ふじのくに”のことなら何でもわかる図書館」

アイ
「ふじのくに」文化の継承機能
「ふじのくに」文化の発信機能

- ・地域資料・情報の網羅的な収集、デジタル化
- ・歴史的資料の保存・整理・公開
- ・地域資料・情報を核としたイベントの実施
- ・MLA連携の実施
- ・静岡県の地域産業等への理解促進

③「県内市町立図書館等を強力に支援する図書館」

アイウ
県内図書館ネットワークを支える中核的図書館機能
市町立図書館の運営支援機能
その他の機関等への支援機能

- ・図書館間の情報ネットワーク化の推進
- ・資料搬送網の整備
- ・市町立図書館職員の研修の充実
- ・県内公共機関等への支援(行政、学校等)

④「県民が出会い交わり、新しい文化を育む図書館」

アイウ
人と人が出会い、交流する仕掛けの整備
本との出会いを創出するための仕掛けの整備
「文化力の拠点」施設全体の創造・発信機能の強化

- ・人が出会い学びあう場となるソフト・ハードの充実
- ・多様な県民ニーズに応える閲覧席や書庫の設置
- ・本県の魅力を積極的に発信し、多様な人々が集い交わる場の整備

第24回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
配付 報告	平成 29 年度県立青少年教育施設指定管理者外部評価委員会概要	1
	家庭教育支援推進企業感謝状贈呈	別添

平成 29 年度 県立青少年教育施設指定管理者外部評価委員会概要

(社会教育課)

1 指定管理者外部評価委員会の目的

指定管理者による管理、運営及び事業が県の施設として健全に行われているか評価を行い、適切な管理運営や提供するサービスの向上を図る。

2 委員

役職	立 場	氏 名	所 属	経 験
委員長	学 識 経 験 者	瀬戸 知也	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	6年
委員	利用者代表 (学校)	井出 暢一	富士宮市立大富士中学校 校長	4年
委員	利用者代表 (学校)	外山 昭博	浜松市立三ヶ日中学校 校長	1年
委員	危機管理専門家	池田 浩敬	常葉大学社会環境学部 教授	4年
委員	海洋活動専門家	鉄 多加志	東海大学海洋学部 講師	6年
委員	野外活動専門家	脇坂 茂	日本ホースカ外静岡県連盟 副理事長	3年
委員	財 務 専 門 家	兼高 則之	公認会計士兼高会計事務所	5年

3 評価の視点及び評価の材料

【 評価の視点 】

- ・ 管理運営が適切に行われているか。
- ・ 利用者へのサービスの向上が図られているか。

【 評価の材料 】

- ・ 各種報告書 (収支状況、維持管理、利用状況、施設運営、事業運営 等)
- ・ 利用者アンケート及びモニター調査 (学校利用、団体利用、主催事業 等)
- ・ 現地視察 (施設の管理状況、利用者の活動状況の視察)

4 委員会開催状況

	開 催 日	会 場	協 議 内 容
第1回	9月22日(金)	三ヶ日青年の家	ヒアリング、評価資料確認等
第2回	11月30日(金)	朝霧野外活動センター	ヒアリング、評価手順確認等
第3回	1月30日(火)	西館8階教育委員会議室	平成29年度の評価決定

5 評価結果

- (1) 三ヶ日青年の家 年度評価結果 (別紙1)
- (2) 朝霧野外活動センター年度評価結果 (別紙2)

6 その他

外部評価委員会による評価結果は、3月7日に指定管理者に評価及び要望項目について伝達し、次年度の運営へ反映させるよう要望した。

平成 29 年度 青少年教育施設指定管理者外部評価委員会 評価結果

〈三ケ日青年の家〉

◇ 9 段階評価ポイント

評 価 項 目		評価ポイント		
		29 年度	28 年度	27 年度
評 価 の 総 括		A	A	A-
項 目 別 評 価	①青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の管理	A-	A-	A
	②青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の運営	A-	A-	A-
	③青少年の健全な育成を図る事業の運営	A	A	A-
	④学校利用への適切な対応	A+	A	A-
	⑤青少年教育施設としての目的にあった活動の展開	A	A	A
	⑥安全な野外活動実施のための取組について	A	A-	A-

※平成 28 年度までは、項目別評価⑥は「安全な海洋活動実施のための取組について」

(参考) 9 段階評価ポイントの意味

記 号	意 味	その他
A	十分満足できる	ABC に対し、必要に応じて+の付加記号を付ける。
B	おおむね満足できる	
C	努力を要する	

◇ 評価の総括 【9段階評価 A+ **A** A- B+ B B- C+ C C-】

- ・施設の管理・運営、職員の対応について好評価を得ている。特に、学校利用への適切な対応についての評価が高く、学校利用者からの信頼を着実に回復してきているものと判断できる。
- ・海洋活動再開の 2 年目として、海洋活動の実施団体数・利用者数ともに増加し、利用者からの評価も高い。
- ・一方で、施設や職員、食事への不満や要望も寄せられているため、改善を進める必要がある。
- ・今後も、利用者の多様化に対応していくために、より一層の工夫と改善を期待したい。
- ・財務関係については、平成 28 年度において、前年度より改善しているが、引き続き収支差がマイナスとなっているので、経費の見直しに努めて頂きたい。また、三ケ日フィールドパートナーズの構成企業の 1 社が、4 期連続債務超過の状況であるが、期間利益は確保されており、資金繰りを考えると、三ケ日フィールドパートナーズの安定的な事業継続には支障がないと考える。

◇ 要望項目

1. 海洋活動関連以外の危機管理マニュアルの内容が不十分なため、改善してもらいたい。
2. 施設を 100%活用できているとは言いがたい。芝生広場など野外施設を利用するようなプログラムの提供を進めたり、ログハウスの管理もきちんと行ったりして、利用向上に努めてもらいたい。また、荒天時の代替プログラムの充実にも努めてもらいたい。
3. 職員による指導の差や説明の長さなどの指摘もあるので、観音山少年自然の家等他の施設の利用者対応も参考にして、職員のより一層の力量向上に努めてもらいたい。
4. 食物アレルギー対応の不手際が指摘されているので、よりきめ細かな対応をお願いしたい。
5. 収入は増えているが、経費も増えている。経費を抑える意識を持って、取り組んでももらいたい。
6. 老朽化対策、トイレ改修対応、バリアフリーの整備については、県と相談し、県へ改善要望を出していくようにしてほしい。

◇ 項目別評価

①青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の管理 [9段階評価 A-]

- ・施設内の整理整頓や清潔の保持については利用者から高い評価が得られている。
- ・一方で、ログハウスでは埃やムカデが気になる、と言った意見が昨年に続き寄せられており、よりきめ細かい対応が望まれる。
- ・施設の老朽化（エアコン、雨漏り等）への対応も行われているが、更なる改善が必要な部分もある。
- ・また、利用者からはトイレの洋式化、ウォシュレットの整備、施設のバリアフリー化などが要望されている。

②青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の運営 [9段階評価 A-]

- ・職員の対応については、親切で丁寧な対応ができている点で、利用者から高い評価が得られている。
- ・食堂の運営については、アレルギー対応の徹底や連泊時の食事メニューの工夫等の点で利用者からの要望がみられるため、改善を進めてもらいたい。
- ・海洋活動関連の安全対策マニュアルは詳細かつ網羅的に整備されているが、一方で、海洋活動関連以外の危機管理マニュアルは具体策の提示がみられない等の不備な点があるため、内容を見直し、より具体的で実効性のあるマニュアルを整備してもらいたい。

③青少年の健全な育成を図る事業の運営 [9段階評価 A]

- ・浜名湖や三ヶ日ならではのプログラムがあり、施設のもつ良さを十分に生かしたものと工夫されたものが多くみられ、利用者から高い評価を得ている。
- ・新規導入されたダブルハルカヌーは、予想を上回る評価が得られ、要望に対応できる艇数の確保を望む声が上がっている。更に「三ヶ日」の特性を生かした事業運営を図り、浜名湖の自然を生かした活動や地元の学校・地域との結びつきを重視した魅力的な事業を展開していただきたい。
- ・天候不順で海洋活動ができない場合の新たな魅力あるプログラムの開発を目指していただきたい。

④学校利用への適切な対応 [9段階評価 A+]

- ・小中学校の利用が昨年度より増加している。その中で「立地条件を活用した多様なプログラムで児童・生徒の成長につながっている」という感想が多く、適切に対応していることがわかる。また、事前打合せでの対応や説明について高い評価を得ている。
- ・カッターやダブルハルカヌーなどの海洋プログラムを実施する場合には、事前指導・助言を丁寧に行っているため、安全配慮が十分行き届き、学校の満足度も高い。「また利用したい」と多くの教員が回答することにつながっている。
- ・地元小中学校との連携体制が図られていたり、特別支援学校や外国人高校生への配慮があったりと、多様な学校関係者に対しても丁寧な対応ができている。

⑤青少年教育施設としての目的にあった活動の展開 [9段階評価 A]

- ・豊富な海洋活動のメニューだけでなく、陸上活動のプログラムの充実も図られており、利用者の満足度も高い。その反面、期待の大きさから、荒天による海洋活動中止時のメニューとの落差が大きく、雨天時を含めたプログラムの充実が必要になるので、検討と開発をお願いしたい。
- ・地域社会及び関係機関との協力連携関係も構築されており、青少年教育施設の目的に沿った活動が行われている。
- ・多様化する利用者に対し、海洋活動と陸上活動を組み合わせた三ヶ日ならではのプログラム提供に向け、さらなる創意工夫をお願いしたい。

⑥安全な野外活動実施のための取組について [9段階評価 A]

- ・ダブルハルカヌーの運用が始まり、海洋活動に安全に参加できる年齢の幅が広がり、更に評価が高くなった。
- ・海洋活動については、関係諸団体との連携・協力によって訓練を何度も重ね、安全な活動が実施されていると言える。その一方で、海洋活動を実施しなかった学校から「保護者の理解が得られないため」「保護者の理解が得られる説明ができないため」と言った声もある。保護者の理解を得て、海洋活動を今以上に実施できるような所としての取組の充実を図ってもらいたい。

平成29年度 青少年教育施設指定管理者外部評価委員会 評価結果

＜朝霧野外活動センター＞

◇ 9段階評価ポイント

評 価 項 目		評価ポイント		
		29年度	28年度	27年度
評価の総括		A	A	A
項 目 別 評 価	①青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の管理	A-	A	A
	②青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の運営	A	A	A
	③青少年の健全な育成を図る事業の運営	A+	A	A
	④学校利用への適切な対応	A	A	A
	⑤青少年教育施設としての目的にあった活動の展開	A+	A+	A
	⑥安全な野外活動実施のための取組について	A		

※平成28年度までは、項目別評価⑥は設けていない。

(参考) 9段階評価ポイントの意味

記号	意味	その他
A	十分満足できる	ABCに対し、必要に応じて+の付加記号を付ける。
B	おおむね満足できる	
C	努力を要する	

◇ 評価の総括 【9段階評価 A+ **A** A- B+ B B- C+ C C-】

- ・事業の運営や青少年教育施設としての目的にあった活動の展開について利用者から高い評価を得ており、青少年教育施設としての役割を十分に果たしているものと判断できる。
- ・指定管理者として3期11年のノウハウや経験が活かされ、十分な管理・運営がなされている。さらに良い施設の管理・運営を目指していただきたい。
- ・職員の資質向上についての取組も充実している。今後も継続して資質向上に努めてもらいたい。
- ・一方で、施設や食事等についての利用者からの細かな不満や要望もみられるため、改善を怠らずに適切な対応をお願いしたい。
- ・財務関係については、平成28年度では、平成27年度と比較して、収支差(利益)が増加しているが、人件費がそれ以上に増加しており、修繕料の圧縮により予算を生み出しているが、修繕料については今後も一定金額の支出が見込まれることから、自主事業の増加による増収やなお一層の経費削減に努めて頂きたい。

◇ 要望項目

1. 「管理体制図及び事故・災害対応マニュアル」が第3次地震被害想定の内容のままのものがある。第4次地震被害想定の内容に差し替えてもらいたい。
2. 小学校と青少年団体とでは、野外活動の対応について、「道迷い」等に対する受け止め方に違いがあるため、小学校の利用者への対応にはもう少しきめ細かさが必要である。
3. 利用者とのコミュニケーションの充実をより一層図り、注意喚起等が利用者に確実に伝わるように努めてもらいたい。
4. 食事の配膳、片付けについては改善の余地があると思われる。さらなる食堂運営の工夫をしてほしい。
5. 富士山の麓という立地条件を活かし、朝霧ならではのプログラムの開発を続け、さらに朝霧をアピールしてほしい。
6. 老朽化に対する対応や暖房、テントの修繕などの施設整備については、県との相談や改善要望を確実に行ってほしい。

◇ 項目別評価

①青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の管理 [9段階評価 A-]

- ・施設内の整理整頓や清潔の保持については利用者から高い評価が得られている。
- ・一方で、「施設的环境整備不良による釘踏み抜き事故」の発生もあり、環境整備については今後より一層の注意を払って取り組む必要がある。
- ・施設の老朽化に伴い、エアコン、トイレ、テントなどのよりきめの細かい整備・対応が望まれる。特に暖房設備、テント等の修繕は急務であり、引き続き県への要望をしていく必要がある。

②青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の運営 [9段階評価 A]

- ・職員の対応については、親切で丁寧な対応ができている点で、利用者から高い評価が得られている。
- ・休所日の運用や安全に対する研修の充実など、利用者が快適に施設を利用できる運営がされている。
- ・食堂の運営については、アレルギー対応等への配慮は高く評価されるが、配膳や片付けの動線の問題が複数出ているので、利用者に応じて対応策を検討して欲しい。
- ・釘を踏む事故が発生したが、その後の対応は丁寧であった。施設運営上の瑕疵による事故はあってはならないことなので、今後も十分な安全点検を日常的にお願いしたい。

③青少年の健全な育成を図る事業の運営 [9段階評価 A+]

- ・雄大な自然環境を生かした野外活動を中心とした朝霧高原ならではのプログラムが、利用者から高い評価を得られている。
- ・様々な団体との連携・協力体制が確立していることにより、利用者の体験の幅を広げると共に、様々な人とのかわりによって次世代のスタッフや運営に携われる人材の育成を行うことができている。これによって青少年の健全な育成に寄与すると共に、安全・安心で快適な事業運営に繋がっていると思われる。

④学校利用への適切な対応 [9段階評価 A]

- ・引率教員との事前打合せや入所時のオリエンテーション、活動前の事前説明と活動中の安全対策は万全で、学校利用者から高い評価を得ている。
- ・広い活動エリアに対する豊富な活動プログラムの提供と適切な指導・助言により、研修の目的が達成できるように十分な配慮がされている。また、天候の急変における対応も適切に行われているので、利用団体の「また利用したい」という満足度が高い。
- ・学校利用数が増加傾向にある。中でも小学校の利用が多くなっているため、小学校側のニーズへの対応や低年齢層への配慮の充実をさらに期待したい。

⑤青少年教育施設としての目的にあった活動の展開 [9段階評価 A+]

- ・朝霧ナビゲーションパーク構想に代表される様々な研修プログラムは、朝霧の自然環境や立地条件を生かしたプログラムであり、青少年教育施設として十分に満足できる活動を提供している。
- ・様々な層の利用者のニーズや活動目標に対応したプログラムを提供しており、「野外活動専門家」としての信頼度も高い。
- ・今後も多様な利用団体に対応できるプログラム開発を促進し、幅広い選択肢の提供を進めて頂きたい。

⑥安全な野外活動実施のための取組について [9段階評価 A]

- ・社会教育活動と学校利用における教育活動への対応を今よりも明確に線引きして指導助言を行い、願わくばその助言が反映され、安全に活動が遂行されるような配慮をすることで、学校関係からの信頼度は一層高くなると思われる。また、定期的なコース点検などにより適宜メニューの内容のアップデートを行うことで、リピーターの評価も向上すると考える。
- ・利用者への指導助言は十分行われているが、理解されていないケースがあるようなので、利用者とのコミュニケーションの充実をより一層図り、注意喚起等が利用者確実に伝わるように努めてもらいたい。

参考資料

(施設概要)

	三ヶ日青年の家	朝霧野外活動センター
定員	本館棟 150 人 バンガロー 50 人	本館棟 200 人 キャンプ場 400 人
利用状況	㉞ 36,396 人 ㉟ 38,046 人 ㊱ 30,910 人 ㊲ 23,505 人 ㊳ 24,521 人	㉞ 73,335 人 ㉟ 75,149 人 ㊱ 73,663 人 ㊲ 74,659 人 ㊳ 73,559 人
指定管理者	三ヶ日フィールドパートナーズ ※グループ構成 (株)ヤタロー(代表) (有)シップマン	日本キャンプ協会グループ ※グループ構成 (公社)日本キャンプ協会(代表) (公社)静岡県キャンプ協会 (特非)静岡県キャンプカウンセラー協会 (特非)子どもの体験活動サポートセンター
指定管理料	117,700 千円/年	117,000 千円/年
工事履歴等 ※300 千円以下は指定管理者が負担	非常灯蓄電池交換工事 1,782 千円 厨房防火シャッター修繕工事 474 千円 ダブルハルカヌー新規製造(1艇) 3,810 千円	本館棟男女浴槽ろ過装置温度制御器改修工事 1,275 千円 本館棟自家発電設備修繕工事 519 千円 本館棟受水槽自動給水装置交換工事 2,268 千円 食器洗浄機更新 4,104 千円
洋式トイレ率	20.8% (洋式 15/総数 72)	36.6% (洋式 52/総数 142)

(指定管理期間)

年度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29～
朝霧	期	第1期(3年間)			第2期(5年間)				第3期(5年間)			
	指定管理者	日本キャンプ協会グループ										
三ヶ日	期				第1期(3年間+1年間)			第2期(3年間)		第3期(5年間)		
	指定管理者				(株)小学館集英社プロダクション			三ヶ日フィールドパートナーズ				